

大切な想いを受け継ぎ、育てる

# ひびしん 相続定期預金

お取扱期間 | 平成29年 7月3日(月) ~ 平成30年 6月29日(金)

店頭表示金利  
(6ヵ月もの)

6ヵ月  
継続

**+0.15%**

店頭表示金利  
(6ヵ月もの)

6ヵ月  
継続

**+0.10%**

店頭表示金利  
(6ヵ月もの)

6ヵ月

**+0.05%**



携帯・スマートフォンの方はQRコードを!  
情報満載、ホームページをご覧ください。

ひびしん    
<http://www.fukuokahibiki.co.jp/>



あなたと共に、ハーモニー・バンク  
福岡ひびき信用金庫

くわしくは最寄りの〈ひびしん〉各店へ!



0120-842-506

# ひびしん 相続定期預金

## お取扱期間

平成29年7月3日(月)～平成30年6月29日(金)

## ご利用いただける方

相続により現預金をお受取りになられた日から1年後の月末までにお預けいただける個人の方(個人事業者を含む)

※預入者は相続人に限ります。

※当金庫以外の金融機関でお受け取りになられた預金も含まれます。

## お預入期間

6ヵ月(元金継続および元利金継続の自動継続)

## お預入金額

100万円以上(相続により取得した金額の範囲内)

※新規お預け入れに限ります。

※相続により取得した現預金に限ります。(有価証券や不動産換金代金は含まれません)

## 適用金利

お預入時……お預入時の6ヵ月もの店頭表示金利+0.05%

ご継続1回目……ご継続時の6ヵ月もの店頭表示金利+0.10%

ご継続2回目……ご継続時の6ヵ月もの店頭表示金利+0.15%

※ご継続3回目以降は、ご継続時のスーパー定期(6ヵ月もの)、スーパー定期300(6ヵ月もの)の店頭表示金利を適用します。

## お預入形態

定期預金通帳および定期預金証書

※ 総合口座でのお取扱いはできません。

## 必要書類

①本人確認資料 ②お届け印

③お預けされる方が相続人であること

金融機関での相続手続き完了時期、  
相続により取得した金額が確認できる書類

【例】○遺産分割協議書の写し

○金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し

○戸籍謄本の写し

○遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)

○被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し等

○法定相続情報一覧図の写し

## 中途解約

当金庫所定の中途解約利率が適用されます。

## その他

○ATM・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。

○他のキャンペーンおよび他商品の金利特典との併用はできません。

○本定期預金は、預金保険制度の対象となります。

○上記取扱い内容は、平成29年7月3日現在のものです。  
金利情勢の変化により取扱い内容は見直す場合がございます。

○店頭の説明書をご用意しております。

くわしくは窓口までおたずねください。